



生命維持装置に囲まれて横たわる患者／写真提供：共同通信社

医療の 進歩が死生観を 問い直す

ニュースを読み解く

3

尊嚴死をめぐる論点
Topics

1

尊嚴死・安樂死

の問題は、日本では事件が起きてからその是非が問われることが多い。91年の「東海大安楽死事件」で、横浜地裁は安楽死が認められるための4要件を示した。

尊厳死は、延命措置よりも苦痛の除去と緩和の措置を優先する方法で、結果的に患者の死期を早めることがある治療型の安楽死。一方、安楽死は、患者を耐え難い苦痛から解放するため、薬物注射などで医師が意図的に死を招く行為。ただし、尊厳死と安楽死の違いについては、専門家の間でも考え方方が微妙に異なり、はつきり概念規定がされていない。また、国によつてもどう方針に違いが見られる。

る危険」を指摘する専門家もいる。
③の耐え難い肉体的苦痛について、
要件については、そもそも日本の

91年、東海大医学部付属病院の医師が、末期ガン患者に塩化カリウムを注射して死亡させた事件。医師は殺人罪に問われ、'95年に横浜地裁は懲役2年、執行猶予2年をいい渡した。

ることができるという専門家も少なくない。そこで「痛みが放置されると死んでしまう」というのは必ず「死にたくない」というはずだ」と主張する講師もいる。

では多くの議論があるが「4要件」はあくまでも法的な限界の線引きにすぎない。尊厳死は医療従事者患者一家族の中から自然と引き出るものだ。条件という狭い視野でとらえては尊厳死の本質が見えて

(3) リビング・ウイル
死に直面した末期患者が、延命治療を拒み、自らの意思で死を迎えるとする考え方。あらかじめ文書による意思表示をするなどの事前指示が、歐米を中心に広がりつつある。

ちな議論に警鐘を鳴らす声もある
また、尊厳死の条件を明確に法制化すべきだという主張がある

ない日本では、法制度は時期尚早」と、医師の論理が優先され、医師の判断が患者の主体的な選択を抑えてしまう日本の現状に照らして否定的な意見もある。

尊厳死は法制化すべきか

(b)死が避けられず、死期が迫つて
いる。

(c)肉体的苦痛を除去・緩和するための方法を尽くし、ほかに代替手段がない。

④患者本人の明らかな意思表示がある。

この4要件については「患者本人が死の迎え方を選ぶ権利」を位置づけたものとして、専門家、識者を含めた論壇では評価する声が一般的だ。患者がどんな悲惨な状態にあっても医師は延命を図るべきで、尊厳死は認められるべきではないという論調は現在では影を潜めている。したがって、マスコミの議論は、どういう条件のときに尊厳死が認められるべきかがその中心であり、そのたまごとなつていいのがこの4要件である。

特に論議を呼んでいるのが④の患者本人の明らかな意思表示だ。患者の自己決定権の重みを認めつつも「苦痛で意識がもううつてしまっている患者に、正しい決断をしたうえでの意思表示ができるのか」と、有効性に疑問を投げかける議論もある。「患者本人の意思力が低下しているときは、家族の同意を下しているときは、家族の同意を

①の医療費を減らす
尊厳死は法制化すべきか

(b)死が避けられず、死期が迫つて
いる。

(c)肉体的苦痛を除去・緩和するための方法を尽くし、ほかに代替手段がない。

④患者本人の明らかな意思表示がある。

この4要件については「患者本人が死の迎え方を選ぶ権利」を位置づけたものとして、専門家、識者を含めた論壇では評価する声が一般的だ。患者がどんな悲惨な状態にあっても医師は延命を図るべきで、尊厳死は認められるべきではないという論調は現在では影を潜めている。したがって、マスコミの議論は、どういう条件のときに尊厳死が認められるべきかがその中心であり、そのたまごとなつていいのがこの4要件である。

特に論議を呼んでいるのが④の患者本人の明らかな意思表示だ。患者の自己決定権の重みを認めつつも「苦痛で意識がもううつてしまっている患者に、正しい決断をしたうえでの意思表示ができるのか」と、有効性に疑問を投げかける議論もある。「患者本人の意思力が低下しているときは、家族の同意を下しているときは、家族の同意を

医学の発達は神への反逆をもたらした

尊厳死・安楽死の問題は、身体的な苦痛と人格的な屈辱とで、生きるという場面から退場する」とをひたすら願っている人をどう扱つかという問題である。この問題が出てきた背景には、医療技術の発達により「存在理由のない生存」といわれるものが増えてきたことがある。そもそも神が人間を造ったときには、かなりの誤差を含む形ではあっても、苦痛回避と延命が比例し、苦痛の増大と死亡が比例するように設計してあった。苦痛がひどくなれば死が近づいて救ってくれる。苦痛を避けることに成功すれば、死の可能性も遠ざかる。

ところが、技術というのは、神の設計思想に反逆し、抜け道を作り出すものなのである。ガンの治療法を開発すると、痛みがどんなに大きくても延命の効果があるような方法の追及につながる。こういうアンバランスな生は、人生50年といわれた昔には存在しなかった。

尊厳死・安楽死が問題になると

◎識者はいつ考える

人間的、人格的生への社会的「コンセンサス」作りが急務

いつことは、科学技術が人間にいたらものを吟味すべきときが来たことを告げている。開発さえすればすべてが人間にどうてプラスに作用するというオプチミズムから、我々は卒業を強いられているのかもしれない。

安楽死型から尊厳死型へ

死ぬこともできぬこともできないが、苦痛だけは完全に明晰な意識で経験するという「死に至らない病」以上に絶望的な状態はない。それは生物的生であつ

ても、人間的・人格的生とはい難く、人間の尊厳に反するので生存を拒否するという考えは成り立つ。だから尊厳死・安楽死について事前の合意を作ることを、我々は避けて通ることはできない。

専門死・安楽死が認められた場合には、次の三つの条件について検討されなければならない。(A)本人の同意と自発性、(B)正當化の根拠となる理由、(C)医師による方法の適切さである。ここでは(A)(B)の2点について考えたい。

(A)の本人の同意と自発性は、専

その意思表示があつたかという問題である。同意と自発性の一番明らかな形は、「医師への」明確で真摯な委託であり、「非同意と非自発性」の一番明らかな形は、「拒否」である。「家族の委託」「暗黙の同意」「意志表示せず」は、「」の一つの中間的段階と位置づけられる。

(B)の正当化の根拠となる理由には、「耐え難い激痛」から「植物

は避けられない。なぜなら、医療技術の発達が、安楽死の唯一の理由だった「耐え難い激痛」の問題ばかりでなく、「植物状態」「意識はあるが、全身マヒ」まださまざまな状態を現出させるようになつたからである。

歴史的に見れば、比重は安楽死型から尊厳死型へと移りつつあり、それはクオリティー・オブ・ライ

フ(生命の質)重視の方向と軌を一にしている。

私は、尊厳死・安楽死を認めるにあたって「根拠となる理由」の条件が広がっていくのは避けられないが、そ

は厳しくすべきだと考える。「本人の明確で真摯な委託」以外のものつまり「家族の委託」とか「暗黙の同意」は認めるべきではない。「家族の委託」や「暗黙の同意」ほど、あやふやで危ないものはない。実際、「東海大安楽死事件」は「早く楽にさせてやつてほしい」という家族の強い要請の下で起きた事件であったし、その後の「京北病院事件」は「暗黙の同意」がいったとされる中で起きた。そこには患者本人の自己決定権ではなく、あるのは「主治医である私が、患者さんのために楽にしてあげるのが悪いのでしょうか」という医師としての裁量権の逸脱だけである。「家族の委託」「暗黙の同意」まで条件として許してしまうと、患者本人が本当は望んでいたなかつたかもしれない死が広がっていく危険がある。

尊厳死・安楽死の社会的コンセプトが固まっていくだけ将来においては、「耐え難い激痛」の場合には、「同意と自発性」の条件をある程度緩めることも医学的判断としてありうるかもしれないが、現時点では厳しく制限すべきである。

ニュースを読み解く

尊厳死をめぐる論点

推薦図書

⑤ 京北病院事件

1996年、京都府京北町の町立病院の院長が末期ガンの患者に筋弛緩剤を投与して死にさせた事件。京都府警は殺人容疑で院長を書類送検した。

④ クオリティー・オブ・ライフ 生命の質。生命維持装置をつけることで、自分の生命の質の高さを感じ、その結果、尊厳死を望む人が増えてきた。



加藤尚武

京都大学学院文学研究科教授

1994年京都大学文学部卒。千葉大教授などを経て、環境倫理、応用倫理学、著書に『ヘーゲル哲学の形成と原理』(未来社)、『21世紀への知的戦略』(筑摩書房)、『応用倫理学のすゝめ』(丸善)など多数。

状態」「長期の昏睡状態」「意識はあるが全身マヒ」、さらに「心理的苦痛」までさまざま段階がある。

これについては、「身体的な激痛を避けるための安樂死は正当化できる」という次元から、「必ずしも身体的な激痛とはいえない精神的な苦痛を回避するための尊厳死も正当化できる」という次元に条件が進むこと

のわり、「同意と自発性」の条件

同意と自発性の条件は厳しくすべき

私は、尊厳死・安楽死を認めるにあたって「根拠となる理由」の条件が広がっていくのは避けられないが、そ

フ(生命の質)重視の方向と軌を一にしている。

私は、尊厳死・安楽死を認めるにあたって「根拠となる理由」の条件が広がっていくのは避けられないが、そ

フ(生命の質)重視の方向と軌を一にしている。